

# 居宅介護支援利用契約書

特別養護老人ホーム フラワーヴィラ

# 居宅介護支援利用契約書

(以下、「利用者」といいます)と社会福祉法人花園公益会(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

## 第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

## 第2条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 利用者は、有効期間満了日から引き続いて次の要介護認定を受けたときは、その有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新するものとします。

## 第3条 (介護支援専門員)

事業者は、介護保険法定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

## 第4条 (居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を、介護支援専門員に担当させ居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し利用者及び家族に面接して、情報を収集し解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に説明し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成期間、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

## 第5条 (経過観察・再評価)

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者及びその家族と、毎月連絡を取り経過の把握に努めます。

- ② 居宅サービス計画の目標に沿って、サービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について、定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

#### 第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介、その他の支援をします。

#### 第7条（居宅サービス計画の変更）

利用者が、居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

#### 第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し埼玉県国民健康保険団体連合会に提出します。

#### 第9条（要介護認定等の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請、及び状態の変化に伴う区分変更の申請を、円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

#### 第10条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の開業時間内に、その事業所において当該利用者に関する第1項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。この場合事業者は交付に要する実費を当該利用者に請求します。
- 4 第12条第1項から第3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

#### 第11条（料金）

事業者が、提供する居宅介護支援に対する料金規定は【別紙1】のとおりです。

## 第12条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることによりいつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して30日間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者又はその家族等が、事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は当該各号に定める日に自動的に終了します。
  - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合 …………… 入所日の翌日
  - ② 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援と認定された場合 ……  
非該当又は要支援となった日
  - ③ 利用者が死亡した場合 …………… 死亡日の翌日

## 第13条（秘密保守）

- 1 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

## 第14条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

## 第15条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

## 第16条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第17条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第18条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第19条（裁判管轄）

利用者事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名 利用者 <住所>  
<氏名> 印

(代理人) <住所>  
<氏名> 印

事業者 <事業者名> 社会福祉法人花園公益会

<所在地> 埼玉県深谷市小前田2677番地

<代表者名> 理事長 服部 充 印

## 【別紙 1】

◇担当介護支援専門員

氏 名

連絡先

048-584-5550

◇料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- \* 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

\*

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの利用者数が45人未満	居宅介護支援費Ⅰ 11,088円	居宅介護支援費Ⅰ 14,406円
〃 45人以上60人未満の場合において、45以上の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,554円	居宅介護支援費Ⅱ 7,187円
〃 60人以上の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,328円	居宅介護支援費Ⅲ 4,308円

- ・45人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費ⅡまたはⅢを算定します。
- ・地域区分（7級地）：1単位当たりの単価 10.21円と算定します。

	加算	加算額	算定回数等
よる区分なし 要介護度	初 回 加 算	3,063円	新規に居宅サービス計画を作成する場合、要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算	(Ⅰ)：2,552円 (Ⅱ)：2,042円	入院時に病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合
	退 院 ・ 退 所 加 算	(Ⅰ) イ：4,594円 (Ⅰ) ロ：6,126円 (Ⅱ) イ：6,126円 (Ⅱ) ロ：7,657円 (Ⅲ)：9,189円	退院等に当たって病院職員等から必要な情報を受けて居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。(カンファレンス参加の有無、回数により算定する)
	通院時情報連携加算	510円	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合。

緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042 円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。
ターミナルケアマネジメント 加算	4,084 円	ターミナル期の利用者が必要な医療や居宅サービスを円滑に利用するための調整等を行った場合。

※地域区分：1 単位当たり 10.21 円（7 級地）

## （2）交通費

当事業所のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお尋ねするための交通費の実費が必要です。

- ①通常の事業の実施地域を越えた地点から片道5キロ未満 500円
- ②通常の事業の実施地域を越えた地点から片道5キロ以上 1000円

## （3）解約料

利用者のご都合により解約した場合料金はいただきません。

## （4）支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月5日までに前月分の請求をいたしますので15日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。お支払い方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

事業者	〈事業者名〉	社会福祉法人花園公益会
		(事業所番号) 1174500031
	〈所在地〉	埼玉県深谷市小前田2677番地
	〈代表者名〉	理事長 服部 充 印
上記内容の説明を受け、了承しました。		
	年 月 日	
利用者	〈氏名〉	印
	〈〈代理人氏名〉〉	印

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 《令和 6 年 6 月 1 日現在》

### 1 特別養護老人ホーム フラワーヴィラの概要

#### (1) 居宅介護支援事業所の番号及び通常の事業の実施地域

事業所名	特別養護老人ホーム フラワーヴィラ
所在地	埼玉県深谷市小前田2677番地
介護保険事業所番号	居宅介護支援 (1174500031)
通常の事業の実施地域	深谷市・熊谷市・寄居町

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

#### (2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名	0名	サービス管理全般と 介護支援専門員兼務	1名
介護支援専門員	3名	1名	サービス計画の立案等	5名

#### (3) 営業時間

月～日	8時30分～17時30分まで
-----	----------------

12月30日から1月3日までを除く

\* 緊急連絡電話番号 048-584-5550

### 2 運営の方針

- ①事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう援助を行なう。
- ②事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### 3 利用料金

#### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

\* 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられます。

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの利用者数が45人未満	居宅介護支援費Ⅰ 11,088円	居宅介護支援費Ⅰ 14,406円
〃 45人以上60人未満の場合において、45以上の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,554円	居宅介護支援費Ⅱ 7,187円
〃 60人以上の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,328円	居宅介護支援費Ⅲ 4,308円

- 45人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費ⅡまたはⅢを算定します。
- 地域区分（7級地）：1単位あたりの単価 10.21円と算定します。

	加算	加算額	算定回数等
よる 区分なし 要介護度なし	初 回 加 算	3,063 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合、 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅 サービス計画を作成する場合。 要介護状態区分が2区分以上変更された場 合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算	(Ⅰ) : 2,552 円 (Ⅱ) : 2,042 円	入院時に病院又は診療所の職員に対して必 要な情報提供を行った場合
	退 院 ・ 退 所 加 算	(Ⅰ) イ : 4,594 円 (Ⅰ) ロ : 6,126 円 (Ⅱ) イ : 6,126 円 (Ⅱ) ロ : 7,657 円 (Ⅲ) : 9,189 円	退院等に当たって病院職員等から必要な情 報を受けて居宅サービス計画を作成し、居 宅サービス等の利用に関する調整を行った 場合。(カンファレンス参加の有無、回数に より算定する)
	通院時情報連携加算	510 円	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、 医師等に利用者の心身の状況や生活環境等 の必要な情報提供を行い、医師等から利用 者に関する必要な情報提供を受けた上で居 宅サービス計画に記録した場合。
	緊急時等居宅カンフ ァレンス加算	2,042 円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又 は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問 し、カンファレンスを行い、必要に応じて 居宅サービス等の利用調整を行った場合。
	ターミナルケアマネ ジメント 加算	4,084 円	ターミナル期の利用者が必要な医療や居宅 サービスを円滑に利用するための調整等を行 った場合。

※地域区分（7級地）：1単位当たり 10.21 円

## (2) 交通費

前記1の(1)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介  
護支援専門員がお尋ねするための交通費の実費が必要です。

- ①通常の事業の実施地域を越えた地点から片道5キロ未満 500円
- ②通常の事業の実施地域を越えた地点から片道5キロ以上 1000円

解約料

利用者のご都合により解約した場合料金はいただきません。

## (3) 支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月5日までに前月分の請求をいたしますので15日  
以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。お支払い方法は、ご契約  
の際に決めさせていただきます。

## 4 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結した後、  
サービスの提供を開始します。

## (2) サービスの内容

### ① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

### ② 居宅サービス計画の作成の流れ

- 1) 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- 2) 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者またはその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。
- 3) 介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 4) 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について契約者等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

### ③ 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行ないます。
- ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行ないます。

### ④ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

### ⑤ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合または利用者が介護保険施設への入院または入所者を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行ないます。

### ⑥ サービスの終了

- 1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合  
文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。
- 2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等や、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。
- 3) 自動終了  
以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。
  - 利用者が介護保険施設に入所した場合 …………… 入所した日の翌日
  - 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合 …………… 非該当又は要支援となった日
  - 利用者がお亡くなりになった場合 …………… 死亡日の翌日

#### 4) その他

利用者やご家族などが、当事業者や当事業者の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

### ⑦ 居宅介護支援に係る義務について

- 事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について、病院または診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めます。
- 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時、その他

必要と認める時は、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師または薬剤師に提供します。

- ・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師または歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ・事業所は、サービスの提供に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由についても、説明を求めることができます。
- ・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。（別紙参照）

## 5 事故発生時の対応

ご利用者に事故が発生した場合は、市町村、当該利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 6 秘密保守と個人情報の保護について（別添参照）

当事業所が、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。また、利用者及びその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者、当該家族の個人情報を用いません。

## 7 業務継続計画策定について

- ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するため、別途、業務継続に向けた計画を策定します。
- ・具体的な計画については、法人策定の計画に準ずるものとします。

## 8 高齢者虐待防止措置について

- ・利用者の人権、虐待の防止等をより推進するため、別途、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会への参加、指針の整備、研修への参加、担当者を定める）を講じます。
- ・具体的な措置、指針等については、法人策定の措置、指針等に準ずるものとします。

## 9 身体的拘束等の適正化について

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。
- ・身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

## 10 相談・苦情等について

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

＊ サービス相談窓口 ＊

- ① 担当者 岩田知子  
電話番号 048-584-5550（受付時間 8:30～17:30）
- ② 市町村 大里広域市町村圏組合介護保険課  
電話番号 048-501-1330

深谷市役所長寿福祉課

電話番号 048-574-8544 (直通)

熊谷市役所長寿いきがい課

電話番号 048-524-1402 (直通)

寄居町役場健康福祉課

電話番号 048-581-7718 (直通)

③ 埼玉県国民健康保険団体連合会

電話番号 048-824-2568

④ 第三者委員

氏名 学識経験者 安藤健二

住所 大里郡寄居町寄居

電話番号 048-581-1090

氏名 学識経験者 安達玲子

住所 深谷市大谷

電話番号 048-574-0905

氏名 地域代表 赤坂佳信

住所 大里郡寄居町桜沢

電話番号 048-581-0690

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 埼玉県深谷市小前田2677番地

法人名 社会福祉法人花園公益会

代表者 氏名 理事長 服部 充

説明者 事業所名 特別養護老人ホームフラワーヴィラ

氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名 印

代理人住所

氏名 印